

令和5年第6回教育委員会会議（定例会）録

1 日時

令和5年3月28日（火）10時00分

2 場所

教育委員会会議室

3 出席者

教育長：石橋正信

教育委員：町孝、原志津子、武部愛子、西村早苗、徳成晃隆

事務局：福田教育次長、深堀理事

中尾総務部長、峯川職員部長、齊藤教育支援部長

早川総務課長、宮川生涯学習課長、野口職員課長、立山服務指導課

長、横畠労務・給与課長、宮原教職員第1課長、石田教育支援課長、

杉本給食運営課長

4 会議事項

(1) 付議事項

付議案第12号 福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案

付議案第13号 福岡市博物館登録規則の一部を改正する規則案

付議案第14号 福岡市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則案

付議案第15号 福岡市児童生徒等就学援助規則の一部を改正する規則案

付議案第16号 福岡市立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案

付議案第17号 福岡市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する教育委員会規則で定めるものを定める規則を廃止する規則案

付議案第18号 福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条の2に規定する教育委員会規則で定めるものを定める規則を廃止する規則案

付議案第19号 福岡市立学校の教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

- 付議案第20号 福岡市立学校の教育職員の管理職手当の額を定める規則の一部を改正する規則案
 - 付議案第21号 へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則案
 - 付議案第22号 福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案
 - 付議案第23号 福岡市教育委員会職員の育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関する規程の一部改正案
 - 付議案第24号 福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程の一部改正案
 - 付議案第25号 特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正案
 - 付議案第26号 福岡市立の学校において環境整備等に関する業務に従事する職員の業務分掌等に関する規程の一部改正案
 - 付議案第27号 定数外職員の身分取扱に関する規則の一部を改正する規則案
 - 付議案第28号 単純な労務に雇用される職員の就業規則の一部を改正する規則案
 - 付議案第29号 福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則案
 - 付議案第30号 福岡市教育委員会の任命に係る職員の定年等に関する規則案
 - 付議案第31号 福岡市教育委員会職員記章規程等の一部改正案
 - ※付議案第32号 教職員の人事について
 - ※付議案第33号 職員の人事について
 - ※付議案第34号 職員の人事について
 - ※付議案第35号 事務局等職員の人事について
- (2) 臨時代理報告事項
なし
- (3) 協議・報告事項
なし

5 開会

教育長開会を宣告 10時00分

付議案第32号から第35号までは人事に関する案件のため、議決により非公開とされた。

6 付議事項

▼付議案第12号 福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案

宮川課長より説明

《原案どおり可決》

[質疑等]

なし

▼付議案第13号 福岡市博物館登録規則の一部を改正する規則案

宮川課長より説明

《原案どおり可決》

[質疑等]

なし

▼付議案第14号 福岡市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則案

杉本課長より説明

《原案どおり可決》

[質疑等]

なし

▼付議案第15号 福岡市児童生徒等就学援助規則の一部を改正する規則案

石田課長より説明

《原案どおり可決》

[質疑等]

(町委員)

- 併給となっている対象者はどれくらいいるか。

(石田課長)

- 現在把握しているケースはないが、今年度、親族里親となっている方から申請の相談があり、相談を受ける中で既に同趣旨の給付を受けていることが分かり、規定の整備が必要と考えたものである。

▼付議案第16号 福岡市立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案

宮原課長より説明

《原案どおり可決》

[質疑等]

(町委員)

- 賛否両論いろいろな意見が出ると思うので、よく対策を練って対応いただきたい。また、評価する場合の人数について、例えば、職員部長が第2次評価者となっているが、評価対象者の人数が多いところは大変になると思うので、慎重にやっていたらと思う。

(宮原課長)

- モチベーションの向上、生産性の向上といった制度の趣旨をきちんと学校に説明するとともに、評価の仕方についても記載例等を示すなど、評価の観点も含めしっかり示して、できるだけ納得感が高い評価制度なるように取り組んでいきたいと考えている。

(徳成委員)

- 政令市の実施状況はどうか。また、勤勉手当の加算額はどうか。

(宮原課長)

- 人事評価の結果を勤勉手当に反映している政令市について、導入を検討する段階で調査を行ったところ、福岡市を除く19政令市中17政令市の教育委員会が導入済みであることを確認している。実際にどれくらいの加算額になるかについては、年によって選ばれる人数によって違ってくるが、0.05月分程度になると考えている。

(徳成委員)

- 福岡県は既に実施しているのか。

(宮原課長)

- 実施している。

(徳成委員)

- 現場ではいろいろと課題が出てくるのが予想される。しっかり現場指導していただきながら、分かりやすく客観性のあるものにしていただきたい。

(原委員)

- 評価基準はどこで作るのか。

(宮原課長)

- 教育委員会職員部で評価の様式、観点、項目などを作成してなるべく早いタイミングで学校に示し、研修等も行うことを予定している。

(石橋教育長)

- 成果主義導入に当たっては、必ずしも民間含めて成功している事例ばかりではない。しかしながら、時代の流れとして、働いている人働いていない人をきちんと評価して、職員のモチベーションの向上を図るというチャレンジをしていくことも必要なので、試行錯誤しながらやっていきたい。都度報告すべき事項が発生すれば報告して進めていきたい。

- ▼付議案第17号 福岡市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する教育委員会規則で定めるものを定める規則を廃止する規則案
- ▼付議案第18号 福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条の2に規定する教育委員会規則で定めるものを定める規則を廃止する規則案
- ▼付議案第19号 福岡市立学校の教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案
- ▼付議案第20号 福岡市立学校の教育職員の管理職手当の額を定める規則の一部を改正する規則案
- ▼付議案第21号 へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則案
- ▼付議案第22号 福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案
- ▼付議案第23号 福岡市教育委員会職員の育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関する規程の一部改正案
- ▼付議案第24号 福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程の一部改正案
- ▼付議案第25号 特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正案
- ▼付議案第26号 福岡市立の学校において環境整備等に関する業務に従事する職員の業務分掌等に関する規程の一部改正案
- ▼付議案第27号 定数外職員の身分取扱に関する規則の一部を改正する規則案
- ▼付議案第28号 単純な労務に雇用される職員の就業規則の一部を改正する規則案
- ▼付議案第29号 福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則案
- ▼付議案第30号 福岡市教育委員会の任命に係る職員の定年等に関する規則案
- ▼付議案第31号 福岡市教育委員会職員記章規程等の一部改正案

横畠課長、野口課長より説明

《いずれも原案どおり可決》

[質疑等]

(町委員)

- へき地等学校の指定について、志賀島小学校が特別の地域に所在する学校に指定されるとのことであるが、これはへき地学校とは違うのか。

(横畠課長)

- 大きなくくりではへき地等学校の分類である。へき地等学校の中にもいろいろ区分がある。

(町委員)

○ へき地学校には1級地から5級地までであるが、志賀島小学校は何級地になるのか。

(横畠課長)

○ へき地等学校の区分には1級地から5級地とは別に特別の地域に所在する学校という区分があり、今回新たに指定する志賀島小学校はその区分となる。

(町委員)

○ 特別の地域に所在する学校は今回の1校だけか。

(横畠課長)

○ 今回が初めての指定になる。

(町委員)

○ 離島の場合は何級地までであるのか。

(横畠課長)

○ 1級地から5級地までである。

(町委員)

○ 全国的にそうなのか。

(横畠課長)

○ 全国的にそうである。

(徳成委員)

○ 指定されたことで、志賀島小学校について何か特段配慮されることはあるのか。

(横畠課長)

○ 特別の地域に所在する学校に指定された場合は、へき地手当に準ずる手当が支給される。へき地手当については指定された学校に勤務すれば支給されるもので、へき地手当に準ずる手当についてはそこに勤務するだけでなく、引っ越しを伴う場合に支給されるものである。今回、志賀島小学校はこれに該当することになるので、異動に伴って住居を移転した場合には、異動から5年以内は給料月額及び扶養手当に4パーセント掛けたものが支給され、5年超から6年以下は2パーセント、7年を超えると手当の支給はなしとなる。

(徳成委員)

○ 校区内に引っ越せば該当すると考えてよいか。

(横畠課長)

○ 校区の要件はない。

(原委員)

○ 管理職員特別勤務手当等について、給料月額7割措置とあるが、何か基準が決まっているのか。

(横畠課長)

- 60歳を超える給与水準については、社会一般の状況や60歳を超えた方の状況を踏まえて社会全体で7割程度という水準になっている。地方公務員法等の改正もあり、給料月額は昨年6月に条例改正したが、今回諸手当について給料月額の水準と併せて国と同様に7割水準とするものである。

▼付議案第32号 教職員の人事について
立山課長より説明
《原案どおり可決》

▼付議案第33号 職員の人事について
立山課長より説明
《原案どおり可決》

▼付議案第34号 職員の人事について
立山課長より説明
《原案どおり可決》

▼付議案第35号 事務局等職員の人事について
《原案どおり可決》

7 臨時代理報告事項
なし

8 協議・報告事項
なし

9 閉会
教育長閉会を宣告 11時35分